

2015年3月10日
全国港湾14発第69号
港運同盟発15-第7号

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新 屋 義 信



港湾労働並びに海コン輸送の安全に関する申し入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業並びに港湾労働に関するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、昨年8月23日に起きた、コンテナ詰めされたフレキシブルバッグが損傷し、内用物であった食用油が公道に漏れる事故に関し、事故対策などについて、昨秋に申し入れを行い協議してきたところです。その後、対策の進捗について、あらためて協議したく申し入れるものです。

また、港湾運送事業の健全で持続的な発展を可能とするためには、ユーザーである荷主の理解と協力が不可欠です。

については、港湾労働組合として、また、海コンドライバーも数多く組織する労働組合として、労働者は無論のこと、市民の安全を確保する立場から、また港湾運送事業の健全性を確保する立場から、貴職に対し下記の通り申し入れます。

記

1. 海上・陸上輸送の安全を確立するために、フレキシブルバッグの使用による事故を踏まえ、現在どのような対策を講じているか、説明されたい。また、同様の事故を起こさせないために、あらためて輸送のための梱包材の強度の基準を明確にし、指導することが必要不可欠であり、そのための基準作りと基準周知の徹底を行うこと。
2. 危険物貨物、貨物情報の事前周知の徹底について
 - (1) 政府として、国際連合危険物輸送勧告の批准し、国内法(海上運送法、消防法、安全衛生法等)における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、国内法を整備し、港湾運送、海コン運送における危険物輸送の安全を担保すること。そのために、貴省として具体的対応を図ること。

- (2) 貨物情報を、海コンドライバーに確実に伝達することを、荷主団体などに徹底すること。
 - (3) どのような荷姿(コンテナ詰でも)であっても、危険品(国内法規・国際法規いずれの規定もカバーする危険品)の場合は、必ず全方向から内容物の確認ができる国連番号(コンテナの場合：上面・側面)を明記(貼付)するよう義務付ける措置をとること。
3. 港湾運送事業の健全な発展を期するために、港湾運送の生殺与奪の権を握るともいえる、荷主・メーカーに対し、料金圧力などの悪しき商慣習を質すため、荷主メーカーへの適正料金支払いの指導を行うこと。
 4. 本件に関する、今回の協議以降の対応、具体的措置について、情報開示するとともに、継続的に協議を行うこと。また、本件に限らず、港湾労働者、港湾関係労働者の安全などの問題で、貴省に係る諸問題について、解決を促進するために、個別の諸課題について協議を行うこと。

以 上